

◇保険医療機関名称

尾崎病院

◇指定介護事業

訪問リハビリテーション

◇指定機関

労災指定医療機関

原爆被爆者一般疾病医療機関

感染症法（旧結核予防法）に基づく指定医療機関

身体障がい者福祉法に規定する医療機関

生活保護法による指定医療機関

難病の患者に対する指定医療機関

◇診療科目

内科・外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科・神経内科・呼吸器内科・

人工透析内科・循環器内科・糖尿病内科・人間ドック・健康診断

◇入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

◇看護要員の配置状況

- 回復期リハビリテーション病棟（60床）では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。
- 療養A病棟（60床）では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。
- 療養B病棟（60床）では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。
- 看護職員1人当たりの受持ち人数は次のとおりです。

	回復期リハビリ テーション病棟	療養A病棟	療養B病棟
8:30~16:30	6人以内	12人以内	12人以内
16:30~8:30	30人以内	30人以内	30人以内

- 看護補助者1人当たりの受持ち人数は次のとおりです。

	回復期リハビリ テーション病棟	療養A病棟	療養B病棟
8:30~16:30	15人以内	12人以内	12人以内
16:30~8:30	60人以内	30人以内	30人以内